

スメルド農奴化の一形態

——二—三世紀のグラ—モタを素材に——

はじめに

ロシアにおける封建制の一般的成立は、その政治的表現としては、統一キエフ国家の解体となつてあらわれる。キエフ国家の分裂はすでにヤロスラフ賢侯の死後、つまり一—世紀後半から始まり、二—三世紀の経過の中で決定的となる。キエフ大侯によって配置されていた各地の地方諸侯はそれぞれ土着化し、自分の政治的支配領域を《オッチナ》(父の地)と称してその世襲的支配権を實現していった。キエフ国家は少くとも九つの小侯国に分解した。スメルド支配に基礎をおく多少とも集権的なキエフ権力は、そうした小侯国のクニヤージたちに分断

された。スメルドから徴収されるダーニは、キエフの地位の低落とともに中央権力に送付されることもなくなり、地方諸侯とその従者たちの独占物になつていった。

統一権力のこうした政治的分解は、それ自体キエフ社会の内部で進行していた基礎過程の変化によつて説明されねばならない。だが公権力の分割が直ちに今度は基礎過程の変化⇨封建化の原因になる。土台と上部構造との未分化、政治権力と所有との未分化は、基礎過程の変化を直接政治過程の変化たらしめ、逆に政治過程の変化を土台の変化に直結させる。土着化した地方諸侯の手に分割された政治支配そのものが次第に封建的支配に近づい

松 木 栄 三

ただけではない。クニヤージたちはスメルドへの政治支配を上から私的に分割し、私領主たちにひき渡していった。国家Ⅱスメルド関係はこれによって私的な支配Ⅱ隷属関係に転化した。

このことは一二―三世紀の地方諸侯が教会、修道院、その他の私人に与えたグラ―モタ類によって明瞭である。本稿の課題は、そうした一連の文書の検討を通じて、スメルドがいわば上から封建的隷属農に転化させられていく過程を明らかにすることである。言い換えれば、公権力によるスメルド支配の私的分割が、ひき渡されたスメルドの農奴化の決定的な一過程であったこと、同じことだがスメルドへの支配権を移譲された私人にとつては、封建的土地所有の創出のための重要な一過程であったことを明らかにすることである。

I

以下に検討する一連のグラ―モタは地方諸侯が教会や修道院などに有形無形のさまざまな得分や資産を下賜しているものであるが、その多様な下賜のなかに原理的にまったく異った二種類のものを区別することができる。

第一は、侯の御領地や宮廷資産のうちから土地、奴隷、その他の財貨が与えられる形態、つまり私領主としての侯が自己の私的所有を分与する形態であり、第二は、侯が単にその政治的、行政的支配を及ぼしているにすぎない領域の村々をそこに住むスメルドとともに分与する形態、つまり公権力の体現者としての侯が自己の政治的支配を領域的に分割譲与する形態である。しかもこれら両形態はしばしば同一文書に混在してあらわれる⁽¹⁾。以下にとりあげる資料一、二、三の場合がそれである。

(一)まずキエフ大侯ムスチスラフがその息子であるノヴゴロド侯フセヴォロドとともにノヴゴロドのユリエフ修道院に与えた一一三〇年前後の下賜文書から始めよう。

資料一「ウラジミルの子にしてルーシの地を統治せる(Держа Русьску землю) 余ムスチスラフは、わが侯位にあって(в свое княжение) 息子フセヴォロドに命じ(повелел есмь) フイツェ村を貢税、人命金、罰金と⁽²⁾ともに(с данно, и с вирами, и проложками) 聖ユリエフ修道院に与えしめた。余の在位の後、いかなる侯といえどもこれを聖ユリーから奪いとうとするならば、神と聖母は彼を加護され給い、聖ユリーはこれを

その者よりとり返され給うべし。しかして汝、修道院長イサイヤおよび汝ら修道僧たちよ、平和ある限り余と余の子等のために祈れ。わが生あるときもまた死後も、修道院に生きながらえるかぎりわれらのために汝ら神に祈るべし。

また秋の巡回徴貢⁽⁴⁾ (осеннее погодне даровное) 二五グリヴナを同じく聖ユリエフ修道院に、余が手づから与えたり (А вз дал рукою своею)。しかして余フセヴォロドは、同じく聖ユリエフ修道院に銀の皿を銀貨三〇グリヴナにて与え、修道院長の朝食の皿に打ちなおすように命じた。もし誰かあってかのダーニヤこの皿 (или ту дань и се блюдо) を奪うならば、神と聖ユリーとがその者を御前に召されし日に裁き給うべし」

この文書はユリエフ修道院に、(1)「ブイツェ村をダーニ、ヴィラ、プロダージャとともに」(2)二五グリヴナの貨幣と三〇グリヴナの銀皿、の二種類のをそれぞれ文書の前半と後半において与えている。これら二つの下賜対象の性格のあいだには大きな差がある。

ブイツェ村は侯にダーニ、ヴィラ、プロダージャなどの支払い義務を負っている住民Ⅱスメルドの村落であっ

て、侯の私領村落ではない。ダーニはスメルドに課せられる公的義務負担であるし、ヴィラやプロダージャも法的権利能力のある、したがって公権力の掌握対象となる自由人格のみが課せられるものである。

このようなスメルド村落が「ダーニ(その他)とともに」一括して私人に下賜される例はほかにもいくつかみられる。イバチエフスキー年代記によると、スズダリ侯国のアンドレイ信心侯は一一五八年にウラジミル市で即位したが、その時聖母教会を建立してそこに「多くの財産を与えた。市場村落 (свободи купленню) と良き村をダーニとともに (села лепшано с даньми)」、また自分の家畜の十分の一と市場税の十分の一⁽⁵⁾ を与えたところ。また後述する資料三においても、ウラジミル・ヴァシリコヴィチ侯は自分の妻に「コプルイニの町を人々およびダーニとともに」遺贈している。

これらの村々はいずれも、私人にひきわたされるまでは単に侯の行政的、財政的、軍事的等々の国家的、政治的支配に服していただけである。だから文書によって与えられたのは、直接には村落の《住民》Ⅱスメルドそのものであるわけではなく、彼らから徴収されるべき公的

収取分である。にもかかわらず《村》そのものを下賜するかのような表現を文書がとっているのは、公権力の手から直接ダーニを徴収する権利など、今まで公権力に属していた *Jus ducale* そのものの部分的譲渡を伴っていたからである。事実、ブイツェ村はダーニだけでなく、ヴィラやプロダージャのように裁判権に付随した得分をも与えており、資料一はユシコフの言うように、封建的土地所有を創出していくいわば《積極的》なインムニテート文書をなしている。だがまた資料三の場合にみられるように、町の建設のための労役やある種の税など侯の得分 \parallel 権利の一部分を保留し、ダーニ徴収権だけを下賜している例もあり、移譲される公権力 \parallel *Jus ducale* の範圍と程度とはさまざまでありえた。だがいずれにせよ、これらの文書によって私人が村の住民 \parallel スメルドに対する直接的な支配権を獲得したことは明白である。

ブイツェ村が侯の私領でないことは文書の表現形式からもある程度推測できる。ブイツェ村の下賜主体は一人の侯ではなく、キエフ大侯ムスチスラフとノヴゴロド侯フセヴォロドとの二人である。ムスチスラフは形式上全

「ルーシの地を統治せる」者の資格において、ブイツェ村の下賜をフセヴォロド侯に「命じた」(*imovete*) のに對し、フセヴォロド侯はこの命をうけて現実にこの村を「与え」(*oraziti*) たのである。実際、この村はブイツェ湖畔、即ちノヴゴロド侯の支配領域内にあった。だからブイツェ村は、それが下賜されるにあたって、形式的には全ルーシの主権者たるキエフ大侯とノヴゴロド領域の現实的支配者たるノヴゴロド侯が同時に参与しようような土地だったのである。この村はどちらかの侯の私領地ではない。もしこれがムスチスラフの私領だとすれば、彼はノヴゴロド侯に「命ずる」必要はないのであり、文書の後半で与えている二五グリヴナのように「余が手づから与え」ればよいのである。フセヴォロド侯の私領地だったとしても事情は全く同じである。このように同一村落の贈与にキエフ、ノヴゴロドの二人の侯が同時にいかわりうる事実は、それがどちらか一方の侯の私的排他的な独占物でなかったこと、言いかえれば単なる政治的支配の対象でしかなかったことを示すのである。また与えるべく《命ずる》という表現と《手づから与える》という表現との差は、村落と貨幣という下賜対象の

内容的な差ではなく、下賜そのものの範疇的ながいがいを示唆するものである⁽⁶⁾。二五グリヴナの貨幣や銀皿のように侯の宮廷財産¹¹ドヴォールに所屬し、したがって侯の個人的意志のまま処分しうるものであるならば、それがたとえ村落であっても『手づから与え』てしかるべきである。

(二)ところで資料一においては質的に異った二種類の下賜を認めうるにしても、対象が一方は村落で他方は貨幣という内容的にまったくちがったものであるために比較することが本来困難である。それに対して次にあげる資料二(および三)では内容的に比較可能な二種類の下賜が対比的にあらわれている。この文書はスモレンスク侯国のロスチスラフ侯がスモレンスクの主教教会を創建する際にだした一五〇年付のウスタフナヤ・グラモタの一部である⁽⁷⁾。

資料二「①父と子と聖靈の御名により。神と聖母とわが父の祈りもて。生前主教教会を創設すべく望まれた聖なるわが父の命により、余の人々とはかり(СЛЪШАВЪ ЮДИМИ СВОИМ)スモンレスクに主教を招致したるも、なお今日までこの地に主教教会は存在しなかった。それゆ

え不徳にして罪深き余は、神と父の祈りとが与え給ひし余が治世、余が侯位にあるいま、主教がおのれの僧団とともに拠りて暮すべき主教教会をここに創設するものである。

②聖母教会と主教とにたいし、ここにプロシチェニクたちを密税、クーナ錢、ヴィラおよびプロダージャとともに(ПРОЩЕНИКИ, С МЕДОМ, И С КУНАМИ, И С ВИРОЮ, И С ПРОДАЖАМИ)与える。いかなる者もかれらを裁くこと無用なるべし。

③また聖母教会と主教とにたいし、スモレンスク侯国のすべてのダーニからその十分の一を、つまりヴィラ、プロダージャおよび巡回⁸徴貢金を除いたスモレンスクで徴収される現金の十分の一を与える。ヴェリーキー・ヴェルジャヴスクには九つのボゴストがあり、誰もが自分のダーニを、またイストゥージニクはベレドメルを力に応じて(ПО СИГЕ, КТО ЧТО МОГА)支払っており、誰かがそこで死亡すれば十分の一税も減少する。しかしこれらのボゴストでは総計ダーニ八〇〇グリヴナ、ベレドメル一〇〇グリヴナ、さらにイストゥージニクたちから一〇〇グリヴナが徴収される。主教はそのうちより聖母教

会に一〇〇グリヴナをとる。ヴロチニツツでは二〇〇グリヴナ、うち主教は二〇グリヴナをとる。トロベツツでは四〇〇グリヴナのダーニ、うち主教は四〇グリヴナ。ジジエツツでは一三〇グリヴナのダーニ、うち主教は一三グリヴナ。……「以下三五ヶ所の地名とそこで徴収されるダーニの量および主教教会に与えられるその十分の一が列挙される。ダーニの量にしてはほ一三四〇グリヴナ。場所によつては旅籠税、関税、商人ダーニなどの不定額収入も挙げられている。省略」……またトロベツツから余のもとに納められるすべての魚の十分の一を、同じくジジエツツからの魚の十分の一も聖母教会と主教とに与える。およそスモレンスクの諸州と呼ばれるものは、ダーニの大小にかかわりなく、侯、侯妃その他誰のものたるかを問わず、いかなる文書を作成せずとも聖母教会は十分の一を領する(правили)ものである。

④ドロセンスコエ村をイズゴイおよび土地とともに(и село Дросенское, со изгом и з землею). 同じくヤセンスコエ村を養蜂人、土地およびイズゴイとともに(и село Ясенское, и з борником и з землею и с изгом) 聖母教会と主教とに与え、またボゴノヴィチにおけるモ

イシンスキーの土地、ニシコルスコエ湖とその草刈場、侯の土地(езд княж)、スヴェルコフ河畔の草刈場および侯の土地、コロダルスコエ湖を聖母教会と主教とに与えたり。

⑥さらに聖母教会の灯明用として、余の宮廷財産のうちより(из двора своего)八カビの蠟および山の菜園をカプーストニクおよびその妻子らとともに(и на горе огород с капустником и з женою и з детьми)川むこうの鳥打ちをその妻子らとともに(за рекою, теревник с женою и з детьми)聖母教会に与えよ。〔以下略〕。

以上の文書においてロスチスラフ侯がスモレンスクの主教教会に与えた有形の実質的な資産と得分は、(1)「密税、クーナ錢、ヴィラ、プロダージュとともに」与えられたプロシチェンニクたち、(2)スモレンスク侯国領で徴収される全ダーニの十分の一、(3)「イズゴイおよび土地とともに」与えられたドロセンスコエ村、ヤセンスコエ村の二ヶ村とその周辺入会地、(4)八カビの蠟、山の菜園および「妻子とともに」与えられるカプーストニクと鳥打ち、の四つの部分から成っている。

(イ)のプロシチェニクは文字通りには《許されたる者》を意味するが、プーシチェニク（『解放されたる者』の意）やザドゥーシヌイ（『魂のために』解放された者、*proanimati* に同義）などと同じく教会や修道院に固有な従属民範疇である。この場合はおそらく、犯罪とか負債とかの理由でロスチスラフ侯のホローブ身分におちていた者が、この聖母教会に与えられることで《許され》（つまり解放され）て自由身分にはなったが、教会でプロシチェニクという新たな一隷属者に転化したということである。だが彼らは《土地つき》で与えられたのではなく、おそらく教会内の非農業雑役労働のために、したがって裸の労働力として与えられたと思われる。他の場合とことなり「土地とともに」等の記述を欠いているからである。

また(ロ)に示されているダーニの十分の一税は、教会の得分としては最も大きなものであるが侯から分け与えられる貨幣収入にすぎず、教会領内に直接なんらかの生産関係を成立せしめるような契機ではない。ダーニ収取関係としての侯とスマルド関係には何ら質的な変化はなく、侯の手におさめられるダーニの十分の一が主教会とい

う公権力支配にとっても重要な意味をもつ機関に分配されるにすぎない。このようにプロシチェニクの場合は生産手段との結合のない裸の労働力であり、十分の一税はたんなる貨幣得分にすぎないのに対し、(ハ)と(ニ)は土地と生産者とが結合した形で下賜されている。それゆえここでとりあげるべきはこの(ハ)と(ニ)である。

(ハ)のドロセンスコエ村などの二つの村が侯の私的所領でなかったことは、そのすぐあとの「山の菜園」「蠟」「奴隸たち」の下賜(ニ)についてのみ「余の宮廷財産のうちより」(из двора моего)という限定が付されていることから明らかである。この限定句は偶然後者にのみつけられたのではなく、前者の下賜とは質的にちがっていることが意識されていたからにちがいない。二つの村が侯の御領地でなかったことは次の事情からも明白である。つまり、ドロセンスコエ村とヤセンスコエ村はその村民が利用する周辺の入会地、湖、草刈場と一緒に与えられているが、そうした共同体入会地の一部分に混入して「侯の土地」(земля князя)があげられている事実である。侯は何らかの契機でこれらの村の入会地の一部を私的な所領地として入手したのであり、そのことがた

またまこの二つの村を教会に与える一つのきっかけになつていたとも考えられるが、いづれにしてもこの事實は「侯の土地」と一緒に並列されているそれ以外の入会地(草刈場、湖)や、したがってまた村落そのものも決して「侯の土地」ではなかったことを証明している。結局のところ「山の菜園」は侯の御領地であり、カブーストニクや鳥打ちおよびその「妻子たち」は侯の奴隷ないしそれに近い隷属民であつたのに対し、ドロセンスコエ村やヤセンスコエ村の主たる住民はスメルド身分であつたことがほぼ推測されるのである。⁽⁹⁾

たしかに二つの村の下賜条件の叙述は資料1の場合とはちがっている。「ダーニとともに」等の記述がなく、「イズゴイおよび土地とともに」とか「養蜂人、土地およびイズゴイとともに」といった叙述が付されている。しかしイズゴイやポルトニクが村の基本的住民でないことは容易に想像がつく。イズゴイとは、グレコフの理解によるとフランクのサリカ法典第四章 *De migratibus* の中にある *migrans* と同じで共同体内に定着した流れ者、土地を失い自分の共同体から離脱して流れ込んできた《他所者》⁽¹⁰⁾ 非共同体成員である。イズゴイやポルト

ニクが下賜対象としてとりたてて言及されているのは、彼らが村の基本住民＝スメルドのような自由身分の完全な共同体成員ではなく、侯に対してある種の私的隷属性をもっていたからである。侯はスメルド村落の内部にも個々の私的隷属者をもつことは充分ありえた。ルースカヤ・プラウダに規定されているように、スメルドが息子なく死亡した場合その相続財産は侯の管理下に移された。そうした個々の土地に侯の私的な隷属民や奴隷を定住させることは当然考えられることである。それゆえ二つの村落が「イズゴイおよび土地とともに」与えられるという場合、その土地は村落の土地全体をさしているのではなく、イズゴイやポルトニクなど個々の隷属民が定着している侯の管理下にある土地をさしているであろう。二つの村落の中ではいくつかの耕地や一定の入会地が侯の私的直接的支配に陥っていたことが判る。

侯がスメルド村落を下賜する場合、それは直接にはダーニなどスメルドからの公的な収取分の贈与を意味しており、自由な共同体成員としてのスメルドの人格そのものを侯が私人に移譲するということとはできない。したがって《与える》という動詞の対象に《スメルド》を直接

(41) スメルド農奴化の一形態

明示することはむしろ避けられている。⁽¹¹⁾ だから基本的住民には全く言及せず村の名称だけをあげたり、「ブイツェ村をダーニとともに」のようなあいまいな表現をとることの方が一般的なのである。その点で、侯の私的御領地からの隷属民が「カプーストニクとその妻子らとともに」「鳥打ちをその妻子らとともに」といった人格に対する非常に具体的な指示によって与えられているの対照的である。後にみる資料五にあるヴァルラムの寄進文書はまったく私的な性格のものであるが、そこで寄進されている人格の記述は非常に具体的であり、個々の隷属民(チェリヤージ)の名前までが明記されている。こうした表記形式の対照性の中にも、二種類の下賜の範疇的差異をはっきり読みとることができるであろう。

(三)時代は少しくだつて一三世紀後半になるが次の資料三においてもほぼ同じ事情が観察される。だがこの文書ではガリーチ・ヴォルニ侯国の侯が自己の掌中にあつた侯国支配と私領地の全体を相続者たちに分配している点でも、俗人である自分の妻への遺贈がみられる点でも資料一、二とは異った性格が含まれている。一二八七年前後にかかれたウラジミル・ヴァシニコヴィチ侯の遺言

状である。⁽¹²⁾

資料三「父と子と聖霊の御名により。……バシニコの子にしてロマンの孫たる侯、余ウラジミルは、わがなきあと余のすべての国土と町々および余が王座の町ウラジミルをわが兄弟ムスチスラフに与える(Даяю землю свою всю и городамъ брату своему Мьстиславу, и столпыи свои город Володимир)。同様のもう一通の文書をわが兄弟あてに書きおいた。同じく余の妃に対してもさらに文書をしたためたく思う。

父と子と聖霊の御名により。……バシニコの子にしてロマンの孫たる侯、余ウラジミルは、以下の如く文書にしたためおく。わがなきあと余の妃には余の町コブレイニを(Город свои Кобрень)人々およびダーニとともに、余の治世中に納めし如くわが死後も余の妃に納むべく与えたり(и с людьми, и з данью, како при мне дави, тако и по мне ать дають книгини моеи)。さらに彼女にはわがコロデル村を関税とともに、人々が余のために働きし如くわが死後も余の妃のために働くべく与えたり(сего свое городел, и с мытом, а людье како то на мя стрададе, тако и на книгиню мою

по мось животе)。しかしもし侯が町を建てるときには町におもむき、ポポール (попор) とタタル税 (та-гарьщина) については侯に支払うべきこと。

また彼女にはサドヴォエ村とソミノ村および余の私財にて建立せしわが聖使徒修道院を与えたり (А Садовое си Сомино же дал есьмъ книгине своей и монастырь свои Апостолы, иже създахъ своею силою)。またユリエヴィチ・ダヴィドヴィチ・フォドルコより五〇グリヴナ・クーンとスコルラート五ロコチおよび板金の甲冑を代償として買いうけたベレゾヴィチ村を、同じ聖使徒修道院に与えたり。余の妃がわれなきあと修道院に入ること望むなら行くべし。またもし望まぬなら、それもまた彼女の意のままたるべし。わが命なきあと誰が何をするかを見とどけるべくわれ起き上ることなし。

ウラジミル侯がこの文書で遺贈しているものは、互いに性格のことなつた三つの部分に区分される。(イ)ムスチスラフに与えられた「余のすべての国土と町々と余が王座の町ウラジミル」、(ロ)ウラジミル侯の妻にたいし「人およびダーニとともに」与えられたコプルイニの町、同じく「関税とともに」与えられたゴロデル村、(ハ)同じ

く妻に与えられたサドヴォエ、ソミノ村、聖使徒修道院およびベレゾヴィチ村、の三部分である。(イ)の部分でムスチスラフに譲つたものはガリーチ・ヴォルイニ侯国全体の政治的支配権、つまり侯位の移譲にはかならない。だからこの部分はウラジミル侯の公的諸権能がそのまま何ら変化なく継承されるだけである。

ところが妻に与えられたものは、またはや質的にちがつた二つの部分から構成されている。一方のコプルイニやゴロデルの遺贈は、すでに資料一のところで見えた表現形式、「人々およびダーニとともに」とか「関税とともに」とかを伴っている。それに対して聖使徒修道院やおそらくそれに付随していると思われるサドヴォエ村とソミノ村の方には、「余の私財にて建立せし」(СЪЗДАХЪ СВОЕЮ СИЛОЮ)という形容詞句が付せられてコプルイニやゴロデルとの質的差が明示される。この限定句は資料一の「余が手づから」、資料二の「余の宮廷財産のうちより」という表現に完全に対応するものである。それだけではない。妻に遺贈される聖使徒修道院に与えられたベレゾヴィチ村の場合には、五〇グリヴナ、スコルラート、甲冑などを支払ってフォドルコという者から「買いうけ

た」ものであることが、すなわち《自分の私財によつて》(Своею имою) 入手されたものであることが具体的に明記されている。つまり妻に残されたもののうち、聖使徒修道院とそれに付随する村々は、ウラジミル侯の私的所領、狭義のボツチナであることが明白である。

これに対してコブルイニとゴロデルについての記述はまったくちがっている。コブルイニの町が「人々およびダーニとともに」与えられたのは、コブルイニの町の人々がウラジミル侯の人格的な隷属民だったからではなく、彼の治世中に町の《人々》が自分にダーニを納めていた限りで、そのダーニ徴収権をそのまま自分の妻に与えるということにすぎない。「余の治世中に納めし如く、わが死後も余の妃に納むべく」とか「余のために働きし如く、わが死後も余の妃のために働くべし」という限定は、この人々が侯の純然たる隷属民、私的に隷属する非自由人格ではなかったことをむしる証言している。私領地の隷属民についてであれば、こうした叙述は不要だからである。私領地の隷属民がその領主に義務を負うこと、その所有主の《ために働く》ことは所有主が誰にかかわらずと全く当然のことである。事実、聖使徒修道院に付随

する村々にも当然農民たちは住んでいたはずであるが、その住民については上のような叙述を全く欠いている。

またコブルイニとゴロデルの住民に課せられていたすべての負担が侯妃に与えられたのではなく、タタールシチナ、ポポール等の一定部分は以前通り侯に、つまり新たなガリーチ侯であるムスチスラフに留保している。

「しかしもし侯が町を建てるときには町に行き、ポポールとタタールシチナについては侯に支払うべし」この留保条件は、妻に遺贈するものがダーニなど侯の得分の一部分だけであるということを示しており、したがってまた人々が今までウラジミル侯に負っていた義務の全体は公権力としての侯への政治的服属によるものをでていることを示している。だからゴロデルとコブルイニの妻への遺贈は、本来ムスチスラフにひき渡した「余のすべての国土と町々」の中に含まれてははずの得分を私的に分割贈与したということの意味している。

以上みてきたように、資料一、二、三には私領主としての侯が自分のドヴォールの中からさまざまに資産や隷属民を与える形態と、公権力としての侯が自己の政治的支配を領域的に上から分割譲与していく形態とが並列的、

対比的に混在していることが明らかである。⁽¹⁵⁾

(1) これら二つの下賜形態を区別することは地方諸侯自身が現実的に、あるいは意識のうえで、御領地支配とスメルド支配とをあらゆる点で明確に区別していたということを必ずしも意味しない。前者は侯だけでなくポヤール、ドルジーナ、教会、修道院などのもとにも集積されていた本来の私的所有ポッチナ所有であるが、侯は後者も侯国の政治的支配そのものをもすでに自分の《ポッチナ》だと称していた。またダーニなどのスメルドからの公的収取分もひとたび侯の手もとに集められた限りでは、侯の本来のポッチナの、家産的な財政から厳密に区別された《国家的収入》をなしていたかどうか明らかでない。この時代にはむしろ両者の区別が多少とも相対化してきたからこそ、スメルドに対する公的支配が本来のポッチナ支配とならんで私人に分割されるような事態が生れて来たのだとも言える。だがそのことは両者が本来原理をまったく異にした異質の起源をもつことと矛盾するものではない。

(2) FBHTL. NO. 81; PPtL. II. C. 102 原本で現存する最古の文書。従来一一三〇年のものとされてきたが、ジミンはその根拠を疑い結局ムスチスラフ侯の在位期間である一一二五—一二三年のものということ以上には確定できないとしている。PPtL. II. C. 110 参照。

(3) ダーニについては拙稿「キエフ国家の成立——ダーニの考察を中心に——」《歴史学研究》NO. 382 を参照され

たい。ヴィラは本来的には人命金 *Wergild* で殺人者が被害者の親族に支払う私的賠償金だったと考えられるが、ロシア法典等にあらわれる限りではすでに殺人(むろん自由人の)の場合に侯に支払われる《罰金》に転化している。プロダージャも同じくそれ以外の犯罪に対する侯への罰金である。

(4) *ocenise nomine* という語から判るように、これはかつてのダーニの巡回徴貢時代の残滓であり、おそらく主たる税(ダーニ)以外の部分的支払義務(例えば徴税隊に提供していた食糧・飼糧その他)の転化した貨幣義務であろう。

(5) PCPL, T. II. C. 491.

(6) B. Д. Греков. Крестьяне на Руси. T. I. изд. 2e. M. 1952. C. 261 以下参照。クレコフはここを一一三四世紀ガリーチ・ルーシの侯権力を対象にしつつも、ムスチスラフ侯のこの文書にもふれて、「*повене*」の語と《*данъ князю своему*》の語との違いに注目し、国家の最高権力体現者としての侯と他の私人たちと同じ私的所領所有者としての侯とを区別している。とはいえ彼は国家権力の体現者としての侯のもつ力、つまり侯国支配をそのまま《侯国》の土地に対する上級所有権、封建的所有権と規定してしまっている。統一キエフ国家の政治支配を分割した地方諸侯(したがって統一期のキエフ大侯についても本質的には同じことになるはずであるが)の権力は、そのまま自己の侯

(45) スメルド農奴化の一形態

国にたいする封建的土地所有とみなされている。

(7) ПРЛ. II. С. 37—42.

(8) ダーニはここではまったくの貨幣義務になっている。また巡回徴貢によってダーニを徴取していた時代の副次的義務が《ポリュージニ》という名称でダーニから区別されているが、この点では資料一の場合と同じである。注(4)参照。

(9) このロスチスラフ文書の下賜しているドロセンスコエ村とヤセンスコエ村の両村が侯の御領地に入らないスメルド村落であることを最初に指摘したのがИ・И・スミルノフである。この両村が「文脈からして《侯》の村落でなく……それゆえ侯のボンチナの一部分ではなかったことは明らかである。だからこれらの村は、下賜される時点までは封建的土地所有の枠外にあったのであり、共同体的土地所有を構成するものであった。……ドロセンスコエ村のイズモイもヤセンスコエ村のポルトニクやイズモイも、これらの村の住民のすべてではなく、共同体成員「スメルド」という基本的住民層の単なる補足物にすぎなかった」И・И・Смирнов, К вопросу об истоках. 《Академику В. Д. Грекову во Дню семидесятилетия. Сборник статей》 1952. С. 106.

(10) В. Д. Греков, Указ. соч., С. 213 以下。

(11) もちろん全ての文書がスメルドの人格に全く言及しないということではない。後述する資料六は下賜の対象に村落

住民としてのスメルドたち(但しその全体を一括してであるが)をあげている。スメルド村落を対象にした文書でも時代の経過とともに変化があるのは当然であろう。

(12) ПРЛ. II. С. 27—28; ПСРЛ. Т. 2. С. 903—4. この遺言文書(рыкованна)はイバチエフスキー年代記一二八七年の叙述にとり入れられているが、この年をそのまま文書の作成年代とすることはできない。ПРЛ. II. С. 31 参照。

(13) Уражиль侯には息子がなく、侯位は従兄弟のムスチスラフに譲らざるをえなかった。年代記によると、ウラジミル侯は遺言状を書くに先だつてムスチスラフにこう伝えている。「余の兄弟よ、汝を呼びだしたのはほかでもない、^{князь}国土、町々、余の妃やこの子供〔養女イジャスラヴァ〕について汝ととりきめをかわし、文書を書いておきたいからである」。また遺言作成後には、「わが兄弟ムスチスラフよ、わがなきあとわが妃に与えたるものを何物たりとも奪わざること……を誓って十字架に接吻せよ」と要求している。ПСРЛ. Т. 2. С. 902, 904.

(14) この時代はすでにルーシの大半がタタールの政治権力下に服属させられていた。タタールシチナは汗に納入すべき貢税で、侯が徴収してからタタール汗に納められた。

(15) 本稿のつづきと結論部分は次稿にゆずる。

(宇都宮大学助教授)